

平成21年10月19日

支部長各位

山口県学校薬剤師会
会長 西村正広

「ダメ。ゼッタイ。」緊急キャンペーンの実施について

このことについて、別添え写しのように山口県薬物乱用対策推進本部長より協力依頼がありました。各地区の健康福祉センターの担当者等から相談・依頼等がありました場合は、御協力をよろしく願いいたします。



平 2 1 薬 務 第 3 0 2 4 号
平成 2 1 年 (2009 年) 1 0 月 1 3 日

山口県薬剤師会長 様

山口県薬物乱用対策推進本部長
山口県副知事 西村 亘



「ダメ。ゼッタイ。」緊急キャンペーンの実施について

薬物乱用防止対策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、先に発生した芸能人による覚せい剤等の乱用事件は、その犯罪の重大さに加え、薬物の入手や使用方法などから社会的に極めて大きな影響があり、次代を担う青少年を中心に、これまで以上に対策を強化する必要があります。

このため、毎年 10 月から 11 月に実施している「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」にあわせ、県下各地区の各種イベント等において、別添実施要領に基づき標記キャンペーンを行うこととしております。

つきましては、貴会におかれましても、薬物乱用防止啓発活動の一環として積極的な御支援、御協力をお願い申し上げます。

事 務 局
薬務課麻薬毒劇物班
担当：田中(和)・田中(沙)
TEL:083-933-3018
FAX:083-933-3029

薬物乱用防止対策

「ダメ。ゼッタイ。」緊急キャンペーン実施要領

～ 青少年に対する緊急啓発活動 ～

1 趣旨

先の芸能人による覚せい剤等の乱用事件は、その犯罪の重大さに加え、薬物の入手や使用方法などから社会的に極めて大きな影響があり、次代を担う青少年を中心に、対策を強化する必要がある。

このため、毎年実施している麻薬・覚せい剤乱用防止運動に合わせ、県内各圏域で開催されるイベント等において「青少年に対する緊急啓発活動」を実施する。

2 実施時期

「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」（10月～11月）

3 実施主体

山口県

山口県薬物乱用防止推進本部

（社）山口県薬剤師会

4 啓発活動（概要）

(1) 映像機材の活用

中央機関の作成した啓発用DVD（短時間繰り返し）を、大型映像機材（LED車両等）により放映（視聴覚重視）

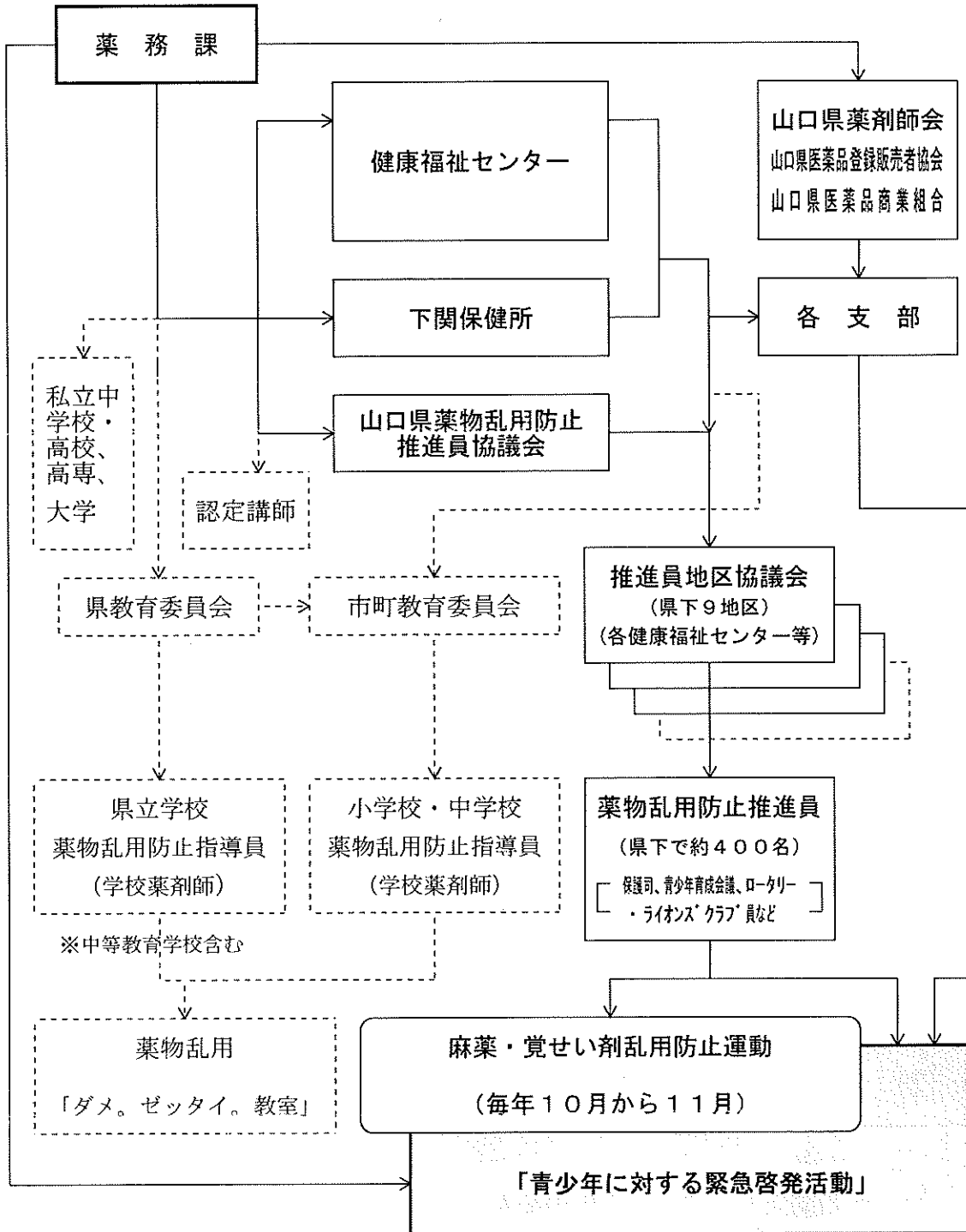
(2) 麻薬・薬物に関する出張相談窓口の設置（県薬剤師会等）

(3) 乱用防止リーフレット等の配布

(4) パネル、薬物見本等の展示・解説

<同時実施> 命をつなぐ架け橋「**献血!**」(日赤血液センター移動献血車)

5 実施体制（関連図）



6 実施計画（日程）

月 日	曜	管 区	催 事 等	所在地等	備 考
			開催時間		
10月17日 18日	土 日	山 口	きらら物産・交流 フェア	阿知須 きらら浜	映像啓発 (DVD)
10月31日	土	下 関	「彦島地区文化祭」 10:00～16:00	彦島公民館	映像啓発
11月 1日	日	宇 部	「宇部まつり」 14:20出発予定	常盤通り	パレード
3日	火 祝	防 府	ロケット防府 ショッピングセンター 10:00～15:30	防府市鐘紡町	県警広報車 (勇気くん)
8日	日	周 南	「下松市福祉健康まつり」 10:00～15:00	ザ・モール周南	県警広報車 (勇気くん)
21日	土	長 門	「ふるさと産業フェアin ながと」 9:30～16:00	ルネッサながと	キャラバン カー
23日	月 祝	柳 井	「柳井まつり」 9:00～15:00	柳井市体育館	映像啓発
		萩	「さん3ふるさとまつり」 9:00～14:30	阿武町民センター 周 辺	LED車
28日	土	山 口	「姫山祭」(山口大学大学祭) 13:00～16:00	山口大学	県警広報車 (勇気くん)
12月 5日	土	岩国	ゆめタウン南岩国 10:00～15:00	岩国市南岩国	LED車
6日	日	萩	アトラス萩 10:00～15:00	萩市御許町	LED車

LED車：山口県が保有する大型映像装置搭載自動車

勇気くん：山口県警察本部が保有する薬物乱用防止広報車

キャラバンカー：(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センターが保有する薬物乱用防止キャラバンカー

平成21年度麻薬・覚せい剤乱用防止運動実施要綱

第1 名 称

麻薬・覚せい剤乱用防止運動

第2 目 的

麻薬、覚せい剤、大麻、シンナー、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）等（以下「麻薬・覚せい剤等」という。）の薬物乱用は、乱用者個人の健康上の問題にとどまらず、各種の犯罪の誘因など公共の福祉に計り知れない危害をもたらすものである。

本運動は、麻薬・覚せい剤等の薬物乱用による危害を広く国民に周知させ、国民一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚せい剤等の薬物乱用の根絶を図ることを目的とする。

第3 実施期間

平成21年10月1日から同年11月30日までの間とする。

ただし、都道府県の実情に応じて実施期間を変更することは差し支えない。

第4 実施機関等

主 催 厚生労働省、都道府県

協 賛 薬物乱用対策推進会議、警察庁、法務省、最高検察庁、財務省、
文部科学省、海上保安庁

後 援 財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター

第5 実施事項

1 政府における実施事項

(1) 広報機関等による啓発宣伝

政府広報等を通じた麻薬・覚せい剤等の薬物乱用による危害についての全国的な広報活動を実施する。

(2) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動地区大会の開催

麻薬・覚せい剤乱用防止の全国的気運の盛り上がりを期するため、全国6都市において開催する。

(3) 麻薬・覚せい剤乱用防止功労者の表彰

麻薬行政の推進に関して、顕著な功績のあった者に対して表彰を行う。

(4) 麻薬・覚せい剤等に関する啓発資材の作成配布

麻薬・覚せい剤等の薬物乱用による危害とこれらの事犯の実態を周知させるため、ポスター、パンフレット等を作成配布する。

2 都道府県における実施事項

(1) 広報機関等による啓発宣伝

自己の広報機関を全面的に活用するとともに、取締関係機関、教育関係機関等と連携を密にし、それぞれの実情に即した広報活動を実施する。

また、報道機関の協力を求め、本運動の普及徹底を図る。

(2) 薬物乱用防止指導員、関係団体との連携による啓発活動の徹底

財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターを活用するとともに、薬物乱用防止指導員、青少年健全育成団体等との連携のもとに、麻薬・覚せい剤等の薬物乱用による危害等について地域における啓発活動を実施する。

また、「薬と健康の週間」等関連のある行事においても乱用防止の啓発に努める。

(3) 学校等における薬物乱用防止教室において、「薬物乱用防止キャラバンカー」及び「薬物乱用防止広報車」を活用した啓発活動が展開されるよう周知徹底を図る。

(4) 相談制度の周知徹底

保健所の薬物相談窓口事業、精神保健福祉センターの薬物関連問題相談事業等各都道府県の麻薬・覚せい剤等に関する相談制度を広く普及し、その活用について周知徹底を図る。